

入院中の食事代の自己負担分、差額ベッド料（室料）などの保険適用外の費用等は高額療養費制度の対象にはなりません。

差額ベッド料は、病院ごとに設定しています。

## 入院時の食事代(2026年6月～)

入院中の食事代は、患者さんの自己負担になります。住民税非課税世帯の方で限度額認定・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、食事代が減額されます。

### 70歳未満の食事代

所得区分	一食分の費用
住民税課税世帯 (区分ア～エ)	550円
住民税非課税世帯 (区分オ)	270円 (90日超で220円)

### 70歳以上の食事代

所得区分	一食分の費用
住民税課税世帯 現役Ⅰ～Ⅲ・ 一般	550円
住民税非課税 (低所得Ⅱ)	270円 (90日超で220円)
住民税非課税かつ 一定所得以下 (低所得Ⅰ)	130円



※ 医療費に関するご相談は、病院の相談室などにご相談ください。